平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

5 府省庁名 内閣府・内閣官房 No 対象税目 |個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(要望 ふるさと投資(地域活性化小口投資)促進税制 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基き、「日本再生戦略」に掲げるグリーン、 ライフ、農林漁業分野に係る地域再生事業を行う事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団 (概要) 体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して、個人が匿名組合出資を行い、投資に損失が 出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損出について、翌 年以降3年間にわたって、繰越し控除できるものとする。 ・特例措置の内容 所得税について、当該措置が認められた場合、個人住民税(所得割)について、同様の効果を適用する。 関係条文 減収 (初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位:百万円) 見込額 (1)政策目的 要望理由 家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図る。 (2) 施策の必要性 「地域再生基本方針」(平成17年4月22日閣議決定、平成24年4月27日一部変更)において、医療、福祉、リサイク ル、新エネルギー、地場産業支援のための試験研究、商品開発、販路拡大の促進といった政策的意義が高いものの、収 益性の観点から民間事業者の積極的参入が期待できない事業分野について、地域再生に資する経済的社会的効果の高い ものとして、民間からの投資を促進するための誘導措置を講ずるとされている。 また、「成長ファイナンス推進会議」(平成24年2月15日官房長官決裁)取りまとめ(同年7月9日)において、各地 の伝統産業やソーシャルビジネス等を対象にした投資ファンドの組成を後押しするために、ファンド事業に対して、総 合特区制度等既存の制度を活用した税制等の支援措置等を講ずるとされている。 さらに、「成長ファイナンス推進会議」取りまとめを柱の一つとして反映させた日本再生戦略(平成24年7月31日閣議 決定)においては、家計の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携によるふるさと投資(地域活性化小 口投資)プラットフォームを創設し、各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による企業等の支援を対象に した投資ファンドの組成を後押しするとされているほか、地域の活性化等に結びつき、その速やかな実施が特に求めら れるグリーン、ライフ、農林漁業の3分野と、中小企業を加えた日本再生プロジェクトを優先するとされている。 これらを踏まえると、こうした民間事業に対して、家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、事業の円滑な実 施を通じて地域の活性化を図るため、税制上の特例措置によるインセンティブ付与が必要である。 本要望に 対応する 縮減案 ページ 5—1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	【政策】 5. 政策目標5 「地域活性化の推進」 【施策】 ③施策目標3 「地域再生計画の認定」
	政策の 達成目標	本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。 →ふるさと投資の総額 目標値: 2015 年末 50 億円
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2013 年から 2015 年まで
	同上の期間中 の達成目標	本特例措置により、グリーン、ライフ、農林漁業分野における地域再生を担う事業者に対する個人の投資が促進されて事業者の幅広い資金調達が可能となり、家計の志をいかした新しい資金の流れの形成に寄与するとともに、事業の円滑な実施を通じた地域の活性化が可能となる。 →ふるさと投資の総額 目標値:2015年末 50億円
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用数) 平成 25 年度 30 千人 平成 26 年度 30 千人 平成 27 年度 30 千人 (減収額) 平成 25 年度 162 百万円 平成 26 年度 162 百万円 平成 27 年度 162 百万円
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置により個人の投資が増加し、家計の志を活かした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図ることが可能となる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	地域再生は、自治体が住民や地域の民間企業等との協力の下に、自主性と創意工夫を活かすことが重要である。よって、国の支援策としては、地域の自主性と創意工夫を尊重した上で民間の力をうまく引き出すための政策が重要であり、民間投資にインセンティブを付与するための税制上の特例措置が有効である。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の 適用実績		
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)		_
前回要望時の 達成目標		
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由		
これまでの要望経緯		新規
	ページ	5—3